

して、勾這と呼て舟の名とす。鹿子一人乗を云、船かわ臺有て高欄なき者也。

〔嬉遊笑覽器用〕下すべて、昔の大やかたは幅に比ぶれば、堅に長過たるものにて、何丸など、船の名をえるすは、金物にて文字を刻み、入口の戸の上の横木に打付たり、今の如く扁額を造りて懸たるはなし。

〔榮花物語殿上〕三十一花見、長元四年九月廿五日、女院上東門院一條后住吉石清水へまうでさせ給ふ略。中かも河じりといふ所にて、御ふねにたてまつるふねは、たんばのかみ章任がつかうまつらせたりける。唐やかたのふねに、こまがたをたて、かゞみぢん、またんなどをさまぐおかしきさまにつくしたり。

〔台記〕康治元年二月廿八日壬辰、法皇高陽院御樓船幸宇縣、於河中雷電、雨注舟中。

〔源平盛衰記七〕成親卿流罪事

大納言親成ノ世ニオハセシ昔、熊野詣ナドニハ、二瓦ノ三棟ニ造タル舟ニ、次ノ船二三十艘、漕列ケテ、コソ下シニ、今ハケシカル昇居屋形ノ船ノ淺猿カリケルニ、大幕引廻シテ見モ、馴又武士ニ乗具シテ、イヅクラ指テ行トモ知ズ、下給ケン心ノ中、サコソ悲ク覺シケント、押計ラレテ無慙也。

〔勘仲記〕建治二年七月廿四日丙辰、攝政殿兼藤原氏長者之後始入御平等院略。中至宇治河東岸御

船寄下當離宮馬場未寺家儲御舟寄人々下馬略。中予兼藤原一人可候殿上人船之由、別蒙御定之

間令乗用松屋形船懸御簾敷小文帖、予一人乗之、令差渡西岸。

〔太平記三十八〕九州探題下向事、附李將軍陣中禁女事

僅ニ二百四五十騎ノ勢ニテ、已ニ纜ヲ解ケルニ、左京大夫ノ屋形船ヲ始トシテ、士卒ノ小舟共ニ至マデ、傾城ヲ十人二十人ノセヌ舟ハ無リケリ。

〔享保集成絲綸錄四十二〕天和二戊年七月